

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○港湾隣接地域の指定の変更に伴う公聴会の開催 (港湾・海岸課)	1

## 告 示

### 高知県告示第683号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項に規定する港湾隣接地域の指定を変更しようとするので、同法第37条の2第2項の規定により次のとおり公聴会を開催する。

平成29年10月17日

高知港港湾管理者  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 港湾隣接地域の範囲を変更して指定しようとする地域  
高知港港湾隣接地域
- 2 港湾隣接地域の指定の変更の内容  
昭和38年12月13日付け高知県公報号外第69号及び昭和54年3月6日付け高知県公報第6112号で指定した港湾隣接地域の範囲を次のとおり変更する。  
高知港（仁井田地区（1）及び仁井田地区（3））港湾隣接地域として指定する範囲

標点	位置
1	高知市仁井田字菖蒲谷3636番27地内に設けた金属標（北緯33度31分56秒東経133度33分57秒）から171度55分21秒125.731メートルの地点

2	標点1の地点から170度59分59秒26.771メートルの地点
3	標点2の地点から270度00分00秒56.774メートルの地点
4	標点3の地点から180度00分00秒225.000メートルの地点
5	標点4の地点から182度41分21秒556.913メートルの地点
6	標点5の地点から180度30分00秒261.000メートルの地点

標点1の地点から271度28分29秒に引いた線、標点1の地点から標点6の地点までを順次に直線で結んだ線、標点6の地点から165度49分23秒に引いた線及び水際線により囲まれた陸域並びに

標点	位置
6	高知市仁井田字朝日ヶ丘4732番地内に設けた金属標（北

緯33度31分17秒東経133度33分56秒）から272度07分07秒29.889メートルの地点

18	標点6の地点から91度20分42秒167.725メートルの地点
19	標点18の地点から94度59分55秒15.000メートルの地点
20	標点19の地点から91度35分27秒97.005メートルの地点
21	標点20の地点から1度00分03秒60.000メートルの地点
22	標点21の地点から270度59分55秒7.000メートルの地点
23	標点22の地点から1度00分00秒506.000メートルの地点
24	標点23の地点から90度00分00秒185.000メートルの地点
25	標点24の地点から52度59分38秒6.900メートルの地点
26	標点25の地点から347度00分00秒136.999メートルの地点
27	標点26の地点から91度08分03秒37.283メートルの地点
28	標点27の地点から166度31分22秒329.998メートルの地点
29	標点28の地点から212度49分23秒66.218メートルの地点
30	標点29の地点から252度00分00秒120.000メートルの地点

標点6の地点から165度49分23秒に引いた線、標点6の地点と標点18の地点とを結んだ直線、標点18の地点から標点30の地点までを順次に直線で結んだ線、標点30の地点から334度59分59秒に引いた線及び水際線により囲まれた陸域

- 3 公聴会の開催日時  
平成29年10月24日（火）午後2時
- 4 公聴会の開催場所  
高知市仁井田1652番地1 高知市三里文化会館